

延岡市認知症高齢者等見守り支援（総合生活保険）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症の者及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を目的に実施する認知症高齢者等見守り支援（総合生活保険）事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の対象者）

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、「延岡市認知症高齢者等見守り支援（見守りシール）事業」の利用決定を受けている認知症高齢者等のうち、次の各号のいずれにも該当する者で市長が適当と認めるものとする。

(1) 延岡市に居住している40歳以上の者

(2) 在宅生活をしており、次のアからエまでに該当しない者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を利用する者

イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者

ウ 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設等

(イ) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設

(ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者

(3) 要介護認定における主治医の意見書等で認知症の診断を確認できる者又は当該主治医意見書の認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡa以上の者

（申請者の要件）

第3条 事業による保険の申請をする者（以下「申請者」という。）は、延岡市内に居住する対象者を現に介護する介護者等のうち、次の各号に掲げる者とする。

(1) 対象者と同居している親族

(2) 対象者と別居している親族のうち、延岡市内に住所を有する者

(3) 対象者を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員

(4) 前3号に掲げる者に準ずると市長が認めた者

（利用の申請等）

第4条 申請者は、延岡市認知症高齢者等総合生活保険申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、保険対象の適否を延岡市認知症高齢者等総合生活保険決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の規定により保険対象の決定を受けた対象者（以下「被保険者」という。）について、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに延岡市認知症高齢者等総合生活保険変更・廃止届（様式第3号）（以下「変更・廃止届」という。）により市長に届け出なければならない。

(保険の廃止)

第6条 被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに変更・廃止届により市長に保険の廃止を届け出なければならない。

- (1) 被保険者が死亡した場合
- (2) 被保険者が事業による保険の利用を辞退する場合
- (3) 被保険者が市外に転出した場合
- (4) 被保険者が在宅でなくなった場合
- (5) 被保険者が「延岡市認知症高齢者等見守り支援（見守りシール）事業」の利用決定者でなくなった場合

2 市長は、被保険者が前項各号のいずれかに該当する場合であって、廃止を届け出る者がいないときは、当該被保険者の保険を廃止することができる。

(補償の対象)

第7条 事業において、保険の補償の対象となるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 被保険者が日常生活に起因する偶然の事故により、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合
- (2) 被保険者の日常生活に起因する偶然の事故により、その事故の直接の結果として他人が死亡した場合
- (3) 被保険者が行方不明時や外出時に交通事故等による怪我で死亡した場合又は後遺障害が生じた場合

(適用除外)

第8条 前条の規定にかかわらず、市と契約した保険会社が定める約款及び特約条項等で免責とされる事故については補償の対象としない。

(補償の範囲)

第9条 事業の補償の範囲は、契約に適用される約款及び特約条項で規定される範囲とする。

(補償の上限額)

第10条 事業の補償の上限額は、契約に適用される約款及び特約条項で規定される金額とする。

(事故発生の受付及び保険金の請求)

第11条 補償の請求に該当する事故が起こった場合は、被保険者又は被保険者の法定相続人は、保険会社が指定する受付窓口へ連絡し、保険会社所定の手続きを行い、補償を請求するものとする。

(事故受付の報告)

第 1 2 条 保険会社又は取扱保険代理店は、前条の規定による手続があったときは、事故発生を受け付けた日の翌営業日から起算して 7 日以内に事故受付報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(保険の取消)

第 1 3 条 市長は、被保険者が虚偽その他不正の方法を用いた申請により保険対象の決定を受けたとき又は事業の利用の必要がないと認めたときは、これを取り消すことができる。

(補則)

第 1 4 条 この要綱、保険契約に適用される約款及び特約条項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。